

# やまのべ

みんながつながる 協働のまち やまのべ  
～未来につなぐ 自慢のまち～



「自分でたてたよ！」  
初めての“おいしい”一杯

カラーでご覧いただけます

■山辺町ホームページ  
<https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>



▲11月26日、やまべ幼稚園にて国際ソロプロミスト山辺が主催するお茶会が行われました。茶道の先生からお菓子の食べ方や、お茶の飲み方を教わった後、園児たちは自分でお茶をたて、味わいました。苦い表情を浮かべると思いきや、意外とみんな余裕な表情。「苦いけどおいしい！」とあつという間に飲み干し、大人の味を堪能しました。



# 山辺町議会議長 たけだけいいらろうう 武田啓一郎

新 しい年を迎へ、いま山辺の町に、どのような新しい風が流れ、どのような新しい光が輝こうとしているのでしょうか。町民の皆さん、新年あけましておめでとうございます。希望に満ちた新春を迎えたことと存じ上げ、心よりお慶び申し上げます。日頃より町議会活動に、多大なるご指導、ご教示をいただいておりますこと、衷心より感謝申し上げます。

近年は、物価高騰の影響が、家庭や事業者の暮らしと営みに大きな負担をもたらし、経済の先行きも不透明な状況となつております。加えて、急激な高齢化社会の進展や人口減少が、地域の活力を維持する上で、避けて通れない継続的な大きな課題となつております。さらに、異常気象による想定外

8年  
あいさつ



山辺町長  
あらはるひこ  
安達春彦

あ けましておめでとうござ  
います。輝かしい令和8  
年の新春をお迎えのことと心か  
らお慶び申し上げます。

昨年は、8月10日に「令和7  
年夏巡業大相撲山辺場所」が開  
催され、当日は町内外から約2、  
300人のファンが詰めかけ、  
大いに盛り上りました。地方  
巡業ならではの力士との触れ合  
いをはじめ、町特産物や夏の味  
覚など、山辺町の魅力を十分に  
堪能していただいたところであ  
り、町全体が活気づいた一日と  
なりました。他にも町内におい  
て、多くの多彩なイベントが開  
催され、人と人とのふれあいや  
賑わいなどが感じられる、明る  
い年とすることができましたの  
は、多くの方々のご尽力の賜物  
であり、心から感謝を申し上げ

辺町総合計画」に基づき、「みんながつながる協働のまちやまのべ」未来につなぐ自慢のまち「」を基本理念とし、ものの「つながり」を大切にし、自慢できるまちを目指してまいります。

少子高齢社会や生活の多様化、情報化などに対応しながら、10年後30年後の将来を見据え、「山辺町の未来」のために「持続可能なまちづくり」の推進と「山辺町の魅力発信」を積極的に行って生活できる「魅力あふれるまちづくり」を確実に前へ進めてまいりたいと考えております。

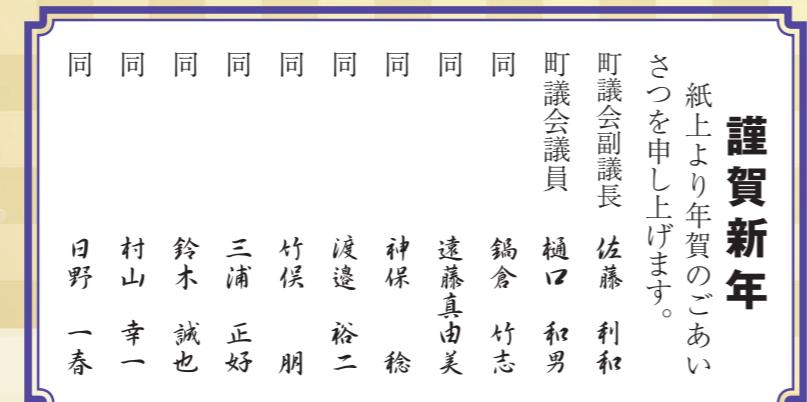
時代の変化や流れに遅れをとることなく、町民の皆さまの幸福度を上げるために、「選ばれる、ずっと住み続けたいまち」を目指して、「情熱と実行力」で誠

8月10日に開催された「大相撲山辺場所」は約2,300人の観客が詰めかけ会場は満席▶



心誠意全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力ををお願い申し上げます。

結びにあたり、輝かしい新年が町民の皆さんにとつて、夢と希望に満ちた素晴らしい一年となりますよう祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



# 令和8年度 申告相談のご案内

問合せ 税務課 町民税係 ☎ (667) 1105

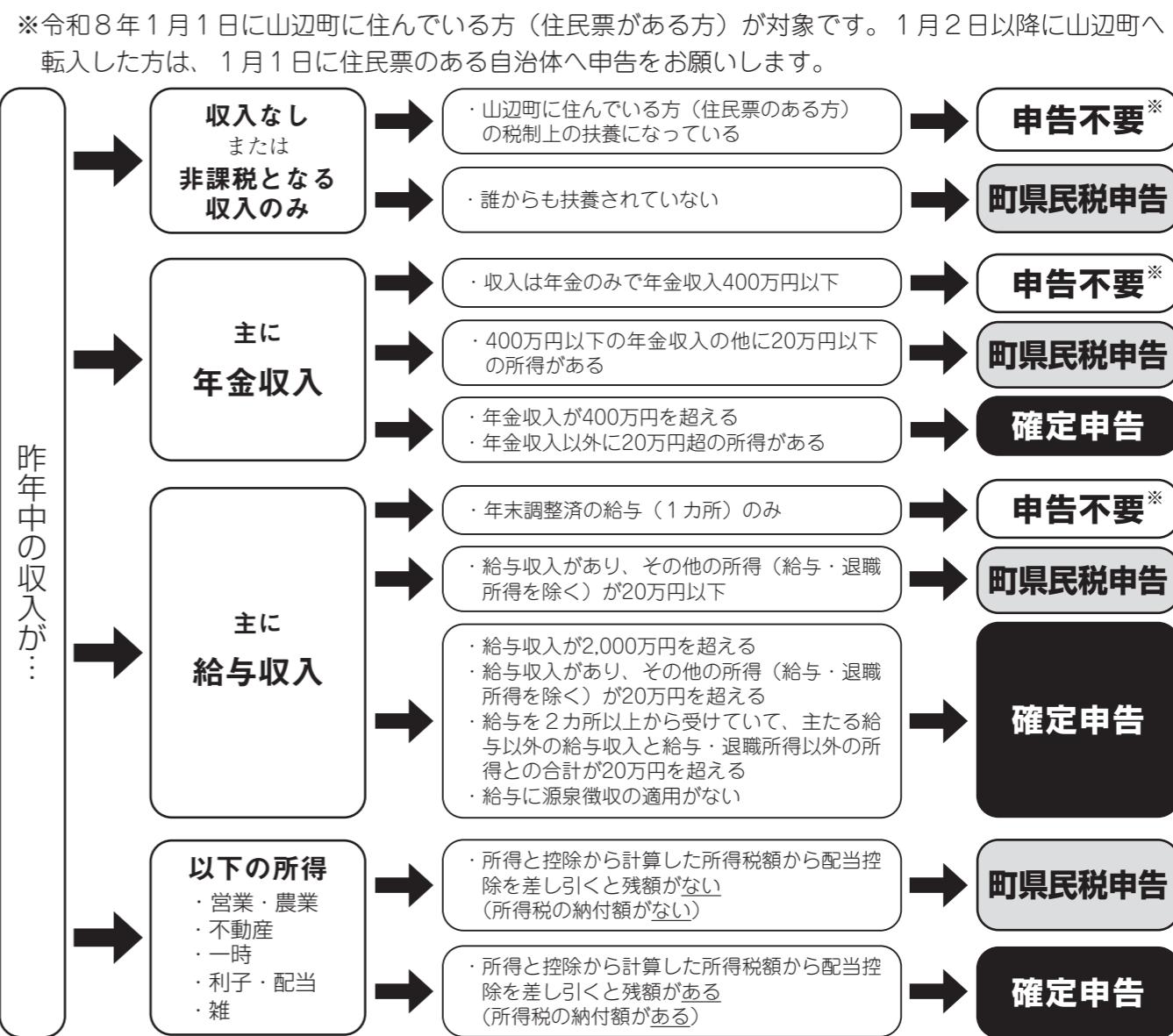


2月2日(月)より、確定申告書の作成補助および町県民税申告書の受け付けを行う申告相談会場を設置します。

所得の情報は、住民税や国民健康保険税の算定、所得証明書といった住民サービスの重要な資料のひとつです。町が所得を把握できない場合、各種行政サービスを受ける際に不利益が生じることがありますので、対象となる方は忘れず申告してください。

## 町県民税申告とは?

税・料の賦課や住民サービスに関する判定に必要な所得情報を把握するため、給与・年金以外の収入があり確定申告をしない方が町に対して申告するものです。



一般的な事例のため、当てはまらない場合や記載のない事例もあります。不明な場合はお問い合わせください。

※表で申告不要に該当しても、申告によって所得税の還付を受けることができたり、控除によって住民税の計算が有利になる場合があります。申告をする際には、特定口座上場株式のような申告不要を選択できる所得を除き、すべての所得を合わせて申告する必要があることにご注意ください。

申告は  
3月16日(月)まで

◇前年度に役場で町県民税申告または確定申告をされた方には、案内ハガキをお送りします。なお、ハガキが届いても申告が不要な場合があります。必要な方のみ、申告をお願いします。

※原則、申告用紙の事前送付は行いませんが、郵送などでの申告を希望される方は、8ページをご覧ください。

※広報やまのべ(令和8年1月15日号)と一緒に配布している『町県民税の手引き』もあわせてご覧ください。

## 次の方は税務署(会場は山形テルサ)での申告をお願いします

青色申告の方、土地や上場株式などの譲渡所得がある方、その他の所得で税務署から通知がある方、令和6年分以前の過去の年分の所得税申告(還付含む)を行う方、死亡した方の申告を行う方は、税務署で申告してください。

また、損失や譲渡などの複雑な申告や時間を要する申告をされる方、住宅ローンなどの控除の適用初年度の方、暗号資産などに係る申告を行う方につきましても税務署での申告をお願いします。

※確定申告で不明な点がある場合は、税務署に問い合わせください。

申告の際の持ち物については6ページ、地区ごとの申告相談受付日程は8ページに掲載しています。

| 問合せ   | 東北税理士会山形支部 ☎ (632) 4244                          |
|---|--|
| <b>無料税務相談会</b>                                    |  |
| 日時 / 1月31日(土) 午前10時～午後4時                          |  |
| 場所 / 山形テルサ 1階大会議室                                 |  |
| 内容 / 給与所得者・小規模事業者などの税務相談(無料)                      |  |
| その他 / 完全予約制です。予約専用ダイヤル(☎ 050-2018-1150)からご予約ください。 | ※予約受付期間は、1月16日(金)～1月29日(木)（平日午前9時30分～午後4時30分）です。 |

| 問合せ  | 山形税務署 ☎ (622) 1611                                     |
|--|--|
| 申告期限・納付期限  | 開設時間 / 午前9時～午後4時                                       |
| 開設期間 / 2月16日(月)～3月16日(月)（土・日曜日、祝日は除く。ただし、3月1日(日)は開設します。） | ※会場は大変混雑します。今年は、スマートフォンとマイナンバーカードで自家通機関などのご利用にご協力ください。 |
| ※会場の駐車台数には限りがあります(駐車料金は有料です)ので、公共交通機関などのご利用にご協力ください。     | ○個人事業者の消費税および地方消費税・3月31日(火)まで                          |
| ※会場は大変混雑します。今年は、スマートフォンとマイナンバーカードで自家通機関などのご利用にご協力ください。   | から確定申告をせんか? (詳しくは6ページに掲載しています。)                        |

## 《『収支内訳書』、『医療費控除の明細書』の事前準備のお願い》

待ち時間を軽減し、会場混雑を避けるために事業収入（営業・農業・不動産など）のある方は『収支内訳書』、医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を事前に作成してください。

※書類の作成方法について、不明な点などがある場合は、国税庁ホームページをご覧いただけ、申告相談期間開始前に、事前に電話予約のうえ役場税務課にご相談ください。なお、相談の際は、資料や領収書などを事前に整理したうえでお越しください。（申告相談受付期間中は、ご相談をお受けできない場合がありますので、なるべく期間開始前にご予約願います。）

※医療費控除の明細書の作成方法は下記の項目をご覧ください。

※必要書類の用紙（様式）は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。また、他の申告関係書類とあわせて、令和8年1月下旬頃から役場税務課に設置を予定しています。

## ○『医療費控除の明細書』の作成方法～医療費控除を受けられる方へ～

### ① 医療費通知に関する事項

医療保険者から交付を受けた医療費通知（『医療費のお知らせ』など）の中に次の①～⑥の項目のすべてが記載されている場合に限り、その通知書を明細書に添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。

①被保険者（またはその被扶養者）の氏名、②療養を受けた年月、  
③療養を受けた者、④療養を受けた病院などの名称、⑤被保険者などが支払った医療費の額、⑥保険者などの名称

※自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費通知に限ります。

医療費通知に記載されていない期間がある場合は、以下の通り「②医療費（上記①以外）の明細」に記入します。  
例）医療費通知の記載が前年10月分までの場合は、1～10月分は①に記入、11～12月分は②に記入します。

#### 記入例

| (1) 医療費通知に記載された医療費の額 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 192,740 円            | 179,500 円                   | ① 円                            |

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。  
(通知が複数ある場合は、その合計額を記入)

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

### ② 医療費（上記①以外）の明細

「①医療費通知に関する事項」に含まれないものについて、領収書を集計し、必要事項を記入します。

※領収書1枚ごとではなく、「医療を受けた人」・「病院や薬局など」それぞれまとめて記入します。

医療を受けた人に記入します。

支払った医療費は、病院や薬局などの支払った先ごとに集計して記入します。

医療費の内容として該当するもの全てをチェックします。

#### 記入例

| (1) 医療を受けた方の氏名 | (2) 病院・薬局などの支払先の名称 | (3) 医療費の区分  | (4) 支払った医療費の額 | (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|----------------|--------------------|---|---------------|--------------------------------|
| 山辺 太郎          | ○○病院               | ✓診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 12,000 円      | 円                              |
| 同上             | JR、○△バス            | □診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 1,560         | 円                              |
| 山辺 花子          | □□薬局               | □診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 3,200         | 円                              |

※自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金、タクシー代（公共交通機関が利用できない場合などを除く）、通勤定期券などを使用した場合は、その通院費を医療費控除の対象に含めることはできません。

※寝たきりの方のおむつ代を含める場合、1年目は医師の証明書（「おむつ使用証明書」）が必要です。

※介護保険サービス利用料は、領収書の支払総額ではなく「医療費控除の対象となる額」などの欄の金額で計算します。

医療費の領収書などは、ご自宅で5年間は大切に保存してください。  
(税務署から提示または提出を求められる場合があります)

## «『e-Tax』（電子申告）による申告にご協力ください»

所得税の確定申告をされる方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、金額などを入力するだけで自動計算によりスマートやパソコンにて申告書を作成できます。

マイナポータル連携を行うと給与所得の源泉徴収票や生命保険料控除などの情報が自動入力でき非常に便利です。また、令和8年度（令和7年分の収入に対する申告分）から住民税の電子申告もできるようになりました。

※右の二次元コードから確定申告書等作成コーナーへ移動できます。

（作成コーナーは、確定申告のみになります。住民税の電子申告をされる方は広報紙『令和7年12月15日号』をご覧ください。）



## «寄付金控除（ふるさと納税を含む）をされる方へ»

寄付金控除を受ける方は、申告の際に寄付金受領証明書などの寄付をしたことがわかる書類（原本）が必要です。

また、ワンストップ特例制度を申請している方でも、医療費控除などを含む追加で確定申告をされる方また1年間の寄付先が5自治体を超える方は申告しなければなりませんのでご注意ください。

※ワンストップ特例制度の申請をしていただいている場合は申告不要です。確定申告を行うと、ワンストップ特例制度による控除は無効になります。

## 《申告の際にお持ちいただくもの》

※源泉徴収票・証明書類は必ず原本をお持ちください。原本でない場合、またはお持ちいただくことができない場合は受け付けできません。

※下記以外でも、申告に必要と思われる書類がある場合は、忘れずにお持ちください。

### 【必ず必要なもの】

|       |  |
|-------|--|
| 全員    | ・マイナンバーカード（または、マイナンバー通知カードと運転免許証・資格確認書（医療保険証）など） |
| お持ちの方 | ・申告案内ハガキ（前年度、役場で申告された方などが送付対象です）<br>・税務署からのハガキなど |

※所得税の還付を受ける方は申告者名義の通帳をお持ちください。

### 【収入に関するもの】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 給与収入・<br>公的年金収入のある方     | ・源泉徴収票（必ず原本）  |
| 営業収入・農業収入・<br>不動産収入のある方 | ・収支内訳書（必須）<br>・令和7年中の収支を明らかにする帳簿類、資料（各種支払領収書、出荷証明書など） |

### 【控除に関するもの】

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 保険料控除を受ける方                           | ・令和7年中に支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の領収書・控除証明書  |
| 障害者控除を受ける方                           | ・身体障害者手帳（原本）や障害者控除対象者認定書（原本）などの障がいの程度がわかる書類   |
| 配偶者（特別）控除・<br>特定親族特別控除・<br>扶養控除を受ける方 | ・配偶者（特別）控除、扶養控除、特定親族特別控除を予定している方の収入がわかる書類（必須）<br>(源泉徴収票や給与明細書など)<br>・配偶者（特別）控除、扶養控除、特定親族特別控除を予定している方全員のマイナンバーカード（必須）<br>※お持ちでない方は、マイナンバー通知カード（原本）と運転免許証・資格確認書（医療保険証）などの写し |
| 医療費控除を受ける方                           | ・医療費控除の明細書（必須）(注1)<br>※【医療費控除の特例を選択する方】<br>セルフメディケーション税制の明細書と健康の維持増進および疾病予防に対する一定の取り組み（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか一つ）を行ったことを明らかにする書類（領収書など）が必要です。                   |

注1 『医療費控除の明細書』は国税庁ホームページからダウンロードできます。また、役場税務課の窓口に備え付けてあります。（領収書のみの添付、または提示による申告はできませんのでご注意ください。）

## 町県民税のよくある質問

～ みなさんからのよくある質問を紹介します～



### 【パート収入と町県民税】

**Q** 私はパートの給与収入が102万円です。夫の配偶者控除も受けられ、所得税も非課税、町県民税は課税になるとお聞きしました。しかし、令和8年度から適用される税制改正により、私の課税状況に影響はあるのでしょうか…。

**A** 令和8年度からの税制改正により、扶養人數が0人の場合、合計所得38万円（給与収入103万円）以下の方は、町県民税も非課税となります。

| パート収入金額<br>(給与収入のみ) | 本人が課税になるか |     | 配偶者控除が受けられるか | 配偶者特別控除が受けられるか |
|---------------------|-----------|-----|--------------|----------------|
|                     | 町県民税      | 所得税 |              |                |
| 103万円以下             | 非課税       | 非課税 | 受けられる        | 受けられない         |
| 103万円超              | 123万円以下   | 課税  | 非課税          | 受けられる          |
| 123万円超              | 160万円以下   | 課税  | 非課税          | 受けられない         |
| 160万円超              | 201万6千円未満 | 課税  | 課税           | 受けられない         |
| 201万6千円以上           | 課税        | 課税  | 受けられない       | 受けられない         |

※所得控除が、基礎控除のみの場合です。また、令和8年度から税制改正により金額が大きく変更になりますのでご確認ください。令和8年度からの税制改正について、詳しくは『令和7年9月1日号広報やまのべ』をご覧ください。

※配偶者（特別）控除を受けられるのは、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。

### 【年金と町県民税】

**Q** 年金を受給している場合の町県民税の課税について教えてください。また、子どもの扶養親族になるには、年金の収入金額がいくらまでならなるのか教えてください。

**A** 年金のみ受給されている方の課税は、下表をご覧ください。

| 年金の収入額<br>(公的年金収入のみ)  | 本人が課税になるか |           | 扶養親族になれるか |      |      |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|------|------|
|                       | 町県民税      | 所得税       |           |      |      |
| 昭和36年1月2日<br>以後に生まれた方 | 98万円以下    | 非課税       | 非課税       | なれる  |      |
|                       | 98万円超     | 118万円以下   | 課税        | 非課税  | なれる  |
|                       | 118万円超    | 163万3千円以下 | 課税        | 非課税  | なれない |
|                       | 163万3千円超  | 課税        | 課税        | なれない |      |
| 昭和36年1月1日<br>以前に生まれた方 | 148万円以下   | 非課税       | 非課税       | なれる  |      |
|                       | 148万円超    | 168万円以下   | 課税        | 非課税  | なれる  |
|                       | 168万円超    | 205万円以下   | 課税        | 非課税  | なれない |
|                       | 205万円超    | 課税        | 課税        | なれない |      |

※所得控除が、基礎控除のみの場合です。

☆ 納税義務者の方が扶養控除をつけていない場合は、合計所得金額が38万円を超えると町県民税が課税されます。扶養人數に応じて町県民税が非課税となる合計所得金額が変わります。

#### 間違えやすいポイント！

税法上の『扶養』とは、町県民税や所得税を計算するための控除を受けることができるかどうかの意味です。健康保険（社会保険）の『扶養』とは異なります。

## 《地区ごとの申告相談受付日程表》

できる限り少人数でお越しください。また、ご自分の地区の相談日で都合がつかない場合、他の地区的相談日でもご来場いただけますが、混雑回避のためになるべく地区ごとの指定された日にご来場ください。

| 期日     | 対象地区                                |                                    | 場所      |
|--------|-------------------------------------|------------------------------------|---------|
|        | 午前9時～11時30分<br>(※中・作谷沢支所は午前9時30分開始) | 午後1時30分～4時<br>(※中・作谷沢支所は午後3時30分終了) |         |
| 2日(月)  | 大杉向、森向、築沢東部                         | 築沢中部・築沢西部                          | 作谷沢公民館  |
| 3日(火)  | 畠谷東部・畠谷中部・畠谷西部・畠谷南部                 | 畠下、館野、小針生、上芦沢、摺待、馬牽                |         |
| 4日(水)  | 東、中丸                                | 前方、荒谷、湯舟、面白遅根                      |         |
| 6日(金)  | 橋本、学校前                              | 久保、南組、北組                           |         |
| 9日(月)  | 鬼ノ目、蓮台寺、杉下                          | 宿、荒宿、メルヘン                          |         |
| 10日(火) | 相ノ沢、上道                              | 熊沢                                 |         |
| 12日(木) | 西之表                                 | 天神                                 |         |
| 13日(金) | 根際1・根際4・根際5                         | 根際2・根際3                            |         |
| 16日(月) | 根際6、大塚1                             | 根際7・根際8                            |         |
| 17日(火) | 大塚2                                 | 大塚3・大塚4                            |         |
| 18日(水) | 要害2・要害3                             | 要害1、下原                             |         |
| 19日(木) | 近江1・近江2                             | 近江3・近江4                            |         |
| 20日(金) | 近江5                                 | 近江6・近江8                            |         |
| 24日(火) | 近江7・近江9、やまのべ荘                       | 本町、駅前、仲町                           |         |
| 25日(水) | 大手町、東町                              | 東高橋、高橋1                            |         |
| 26日(木) | 西高橋                                 | 高橋2                                | 役場2階会議室 |
| 27日(金) | 彈正淵、前小路                             | 芦沢、下裏小路                            |         |
| 2日(月)  | 上裏小路、西館                             | 東館、西町                              |         |
| 3日(火)  | 前ノ内、緑ヶ丘3                            | 上野、緑ヶ丘2・緑ヶ丘4・緑ヶ丘5・緑ヶ丘6             |         |
| 4日(水)  | 北ノ宿                                 | 上宿                                 |         |
| 5日(木)  | 長嶋1・長嶋3                             | 長嶋2・上田小路                           |         |
| 6日(金)  | 田中、田小路、スマイルやまのべ                     | 沢寺、南町1                             |         |
| 9日(月)  | 南町2・新町1                             | 南町3・新町2                            |         |
| 10日(火) | 新町3・三河尻                             | 鍛冶町、鍛冶町2                           |         |
| 11日(水) | 清水町                                 | 大門町2                               |         |
| 12日(木) | 大門町1                                | 大門町3・大門東光台                         |         |
| 13日(金) | 大門町4・大門町7                           | 大門町5・大門町6                          |         |
| 16日(月) | 全町対象                                |                                    |         |

### 【受付日に申告ができない方や都合により来庁できない方】

- **町県民税申告が必要な方**：ご希望により申告書および記入例をお送りしますので、ご連絡ください。郵送などでの提出となります。また、eLTAX（電子申告）が開始しました。詳細は『令和7年12月15日号広報やまのべ』をご覧ください。
- **確定申告が必要な方**：①3月1日(日)は山形テルサで税務署が閉庁日対応をしていますので、ご利用ください。  
②e-Tax（電子申告）のご利用にご協力ください。（詳細は『令和7年12月15日号広報やまのべ』をご覧ください。）



作谷沢を愛する人の蕎麦の集い

## 作谷沢産、手打ち蕎麦を堪能

12月7日、「作谷沢を愛する人の蕎麦の集い」が作谷沢ふれあい自然館で開催され、作谷沢産蕎麦粉を使用したできた手打ち蕎麦を楽しみました。会場には、町内外からたくさんの“作谷沢ファン”が訪れ、中には10年連続で参加されている方も。「作谷沢の蕎麦が一番美味しい！」という声があちこちから聞こえ、参加者たちは大満足の様子でした。



約500人もの作谷沢ファンが来場しました



おいしい地元のそばで、心もお腹も満たされました

相模公民館

## 冬を彩る寄せ植え講座

12月16日、相模公民館で「寄せ植え講座」が開催されました。毎年冬の恒例イベントで、今回はやぶこうじ、シルバースター、ビオラなどを使い、クリスマスやお正月はもちろん、春まで楽しめる寄せ植え鉢を制作しました。参加者は、それぞれ工夫を重ねながら、自分らしい一鉢を完成させていました。



花の扱い方や寄せ植えのコツを教わりました



竹俣さん（中央）、同じく縁結びたいの鈴木さん（右）

やまがた縁結びたい

## 縁結び活動で知事表彰

11月27日、ボランティアで仲人活動を行う「やまがた縁結びたい」の竹俣金博さん（新町1丁目）が、活動期間10年、成婚数34組という実績が評価され、やまがた縁結び功労者知事表彰を受賞しました。竹俣さんは平成27年から個人登録会員として活動しています。



- ①12月8日に開催した、ニット議会の様子  
②「いつでもニットセレクション」では町産のニット10点が展示されました

山形ワイヴァンズ

## プロ選手のプレーに大歓声

12月17日、相模小学校に山形ワイヴァンズの広瀬翔一選手と川畑颯太郎選手が訪問し、5、6年生を対象にバスケットボールを教えていただきました。授業では、ドリブルやシュートの基本動作について指導が行われたほか、選手と児童と一緒に試合を行いました。プロ選手の迫力あるプレーを間近で体感しながら、子どもたちは笑顔で体を動かし、バスケットボールの楽しさを学びました。



いつでもニットの日

## ニット姿で地域の魅力をPR

12月10日は「いつでもニットの日」。山辺町では「山辺産ニット」の魅力を広め、町内外でニットを楽しむ機会を増やす取り組みが行われています。12月8日と10日には、町議会議員と町の執行部が、山辺産ニットを着用して議会に臨む「ニット議会」が開催され、思い思いのコーディネートでその魅力を発信しました。

また、11月25日から12月18日までの期間中、町役場のロビーでは「いつでもニットセレクション」が開催され、町の優れたニット製品が展示されました。



シュートを決める選手たちに、児童からは大きな歓声が

# 「やまのべ童謡音楽祭」のポスターができあがりました

やまのべ童謡音楽祭実行委員会事務局（教育課社会教育係内）☎ (664) 6033

『やまのべ童謡音楽祭』では、町内外の人に広くこの音楽祭を知つてもらおうと、山形デザイン専門学校にポスターの制作を依頼しています。

第20章を迎える今年は、約1ヶ月の制作期間の後、同実行委員会による審査が行われ、ビジュアルデザイン科2年の加藤唯さん（山形市）の作品が選ばれました。ポスターは22ページ（裏表紙）に掲載しています。

## 【作品の紹介と町民のみなさんへ一言メッセージ】



ポスター制作者の加藤唯さん

このポスターは、“やまのべ童謡音楽祭20周年”のお祝いにふさわしく、明るい雰囲気を表現しています。山辺町のシンボルである「鐘」を中心に、みんながそこへ向かっていくような構図にしました。黄色を基調に、キャラクターたちの色をカラフルにすることで、お祝いの華やかさを出しています。人間と動物と一緒に描いたのは、童謡の世界に入り込んで、仲良く歌っているようなイメージを表したかったからです。このポスターを見た方には、イラスト全体から伝わる“平和であたたかな雰囲気”を感じてもらえたなら嬉しいです。

## 栄光をたたえて

総合空手道 神武館 遠藤あかりさん



### 大会成績

- IBKO第16回全日本空手道選手権大会 小5女子型の部 優勝
- 第37回極真空手道選手権福島県大会 型の部 小学5年女子 優勝
- 2025越山杯 型部門 小5上級 準優勝



安達町長と遠藤あかりさん

- J-1朱鷺CUP国際交流大会 型部門 小学3~4年（太極1）準優勝
- 2024天下一武道会 型 小学四年上級の部 優勝
- 第8回全東北空手道選手権大会型部門 ピンヤン!!小学低学年の部 優勝

### これからの目標、意気込み

1年後の世界大会まで稽古を頑張って、いい型を打って優勝を目指したいです！来年は6年生になるので、勉強も学校の行事も楽しみにしています。  
勉強と空手の二刀流で頑張っていきたいです！

# 新たに2名の山辺町美力発信アンバサダー（大使）が就任しました！

問合せ 美力発信課 情報統計係 ☎ (667) 1110

町では、文化・芸術・芸能など、さまざまな分野で活躍し、町にゆかりのある方を「山辺町美力発信アンバサダー」として委嘱しています。アンバサダーの皆さんには、SNSでの情報発信やイベントへの参加を通して町の美力（魅力）をPRしていただき、町の知名度向上やイメージアップ、新たな「山辺ファン」の創出につなげています。

11月28日には、新たに2名の方へ「山辺町美力発信アンバサダー」を委嘱しました。今回就任されたのは、小説家の城戸川りょうさんと、ソプラノ歌手の吉田和夏さんです。町にゆかりのあるお二人に、SNS発信やイベントなどを通じて、山辺町の魅力発信にご協力いただきます。今後のお二人の活動に、ぜひご注目ください。

## ～アンバサダー委嘱状交付式～

### きどかわ 小説家 城戸川りょうさん

山辺町出身。山形県立山形東高校、東京大学経済学部へ進学。卒業後は商社に勤務しながら創作活動に励みました。2024年、第31回松本清張賞に作品『高宮麻綾の引継書』を応募。最終選考にて受賞こそ逃したものの、「世に出すべき作品」と編集部内から高く評価され、2025年3月に出版されました。また、同年10月には続編の『高宮麻綾の退職願』が出版されています。繊細な感情表現と温かみのある作風で多くの読者を魅了し、地域にもゆかりの深い作家として注目されています。



城戸川りょうさん（小説家）

### よしだわか 歌手 吉田和夏さん

山辺町出身。混声コーラスグループFORESTA（フォレスタ）のメンバーとして、BS日テレ「BS日本・こころの歌」への出演をはじめ、数多くのテレビ番組やホールコンサートに出演し、日本の名歌や童謡・唱歌を、正統かつ豊かなハーモニーで届けるフォレスタの中心的存在として、高い支持を集めています。また、ソロ歌手としても「声で巡る世界の旅」シリーズなどで、民族歌曲や叙事歌を豊かな表現力で歌い上げており、世代を超えて幅広い層に支持されています。



FORESTA 吉田和夏さん（歌手）

# 雪下ろし作業は 安全に十分注意しましょう

1月9日(金)から2月8日(日)は雪害事故防止強化月間です。

問合せ 防災対策課 危機管理係 ☎ (667) 1119

雪による事故被害の原因でもっとも多いのは、自宅など建物の屋根の雪下ろし作業中の事故で、特に高齢者の方が事故に遭うケースが多くなっています。雪下ろし作業は次のポイントに注意して行いましょう。  
なお、雪下ろし作業を業者の方へ依頼される場合は、早めに連絡をしましょう。



## ～雪下ろし作業で気を付ける「8つのポイント」～

- 1 作業は2人以上で周囲にも注意！  
(やむを得ず一人の時は携帯電話を忘れずに)
- 2 安全な服装で！  
(転落、落雪から頭を守るためヘルメットを被る)
- 3 命綱を使いましょう！
- 4 はしごはしっかりと固定！
- 5 使いやすい除雪道具を！
- 6 屋根の雪のゆるみに注意！
- 7 無理な作業はやめましょう！  
(準備運動で体を温め、十分な休憩を取りながら)
- 8 順序を守って、足場は特に注意！  
(軒先は危険です。慎重に。)



安全な雪下ろし作業



安全に冬期間を過ごすためには、雪に関するこまめな情報収集が重要です。  
**「こちら防災やまがた！」**や**「山形県雪情報システム」**では、  
冬期間の生活に役立つ情報を随時発信しておりますので、ぜひ活用ください。

### こちら防災やまがた！

<https://www.pref.yamagata.jp/bosai/kochibou/bousaijouhou/setsugai/index.html>

雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報 安全な除雪の実践方法 など



### 山形県雪情報システム

<https://www.pref.yamagata.jp/snow/>

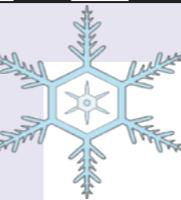
県内の降雪量予測情報 気象庁発表情報 ゲレンデ情報 など



「雪おろシグナル」は雪下ろし作業の目安となる積雪重量の推計値を地図上に表示したもので、ぜひ、ご活用ください。  
<https://seppyo.bosai.go.jp/snow-weight-yamagata/>

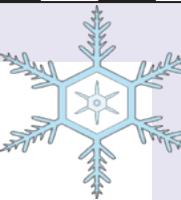
除雪機での作業にも十分気を付けましょう！

# 冬季間における踏切道事故に気をつけましょう

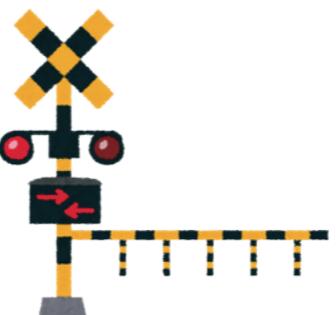


問合せ 山形県踏切道事故防止対策委員会事務局

(県防災くらし安全部消費生活・地域安全課) ☎ (630) 2682



踏切または線路上においては、積雪や路面凍結による影響を受けた進入事案が度々発生しています。  
積雪や路面凍結時の踏切の安全走行などについて、次のことを確認してください。



○踏切の手前では、必ず一旦停止し、安全を確認してから渡ってください。特に、冬季間は路面凍結によるスリップに備え、踏切手前では充分に減速しましょう。また、積雪などにより踏切が確認しにくい場合があります。誤って線路に進入しないよう、しっかり確認してから通行してください。

○警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめてください。

○踏切の中に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。(遮断棒は、車で押せば前方に跳ね上がります。)

○踏切内で動けなくなった場合(脱輪など)は、まず列車を止めてください。

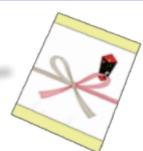
○非常ボタンがある時は、カバーの上から強く押してください。信号機が作動し、列車に異常を知らせます。

○非常ボタンがない時は、列車に向かって大きく手を振るなどして危険を知らせてください。発炎筒や赤色の物を使用すると効果的です。

○列車が停止した後、付近の人などの協力を得て脱出してください。

※脱出後は、最寄りの駅に連絡してください。

## 町への贈り物ありがとうございます



町へ寄附していただいた方々です。紙上よりお礼申し上げます。(令和7年6月～12月)

### ▼ 伊藤留理子氏

町へ 現金 5,000円

### ▼ 中地区長連絡協議会

中支所(中公民館)へ 公民館用スリッパ  
50足(52,250円相当)

### ▼ 明治安田生命保険相互会社

町へ 現金 707,500円

### ▼ 株式会社莊内銀行

山辺中学校へ 現金 80,000円

### ▼ 株式会社玉屋利兵衛

山辺中学校へ 現金 120,000円

### ▼ 株式会社山形ピッグファーム

町へ 現金 300,000円

### ▼ 山形農業協同組合

町へ カーブミラー(アクリル鏡 一面  
鏡丸形800Φ) 4基

**みんなでごみを減らしましょ！**

町民生活課 生活環境係  
☎ (667) 1109



11月は前年同月より、もやせるごみの量が減りました。分ければ『資源』、まぜれば『ごみ』です。引き続き、ごみの分別と削減に努めましょう。ごみ分別アプリ「さんあ～る」で、ごみに関する様々な情報を提供します。下記よりアプリをインストールし、ご活用ください。1月から町公式LINEより粗大ごみの予約が可能になりました。ぜひご活用ください。

**【令和7年11月のもやせるごみ量】**

|          |          |
|----------|----------|
| 令和6年11月  | 222.18 t |
| 令和7年11月  | 206.62 t |
| -15.56 t |          |

※令和6年11月との比較-15.56 t  
(家庭系: -18.01 t、事業系: +2.45 t)

**ごみ分別アプリを利用しましょ！**

**【ごみ分別アプリ】** iPhone, iOS 端末をお使いの方  


**【町公式LINE】** Android端末をお使いの方  


**山辺北部公民館運営協議会**

**募集職種 / 事務長職** 1名

※身分は「山辺北部公民館運営協議会」の職員（団体職員）となります。

**業務内容 / 貸館・施設管理、企画・運営、町事業への支援、公民館会計・職員の労務管理、運営に関する業務、安達峰一郎博士生家および展示室の管理・見学者の対応など**

**勤務時間 / 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時（休憩時間を除く7.5時間）**

※休日は土・日・祝、年末年始

**賃金 / 月額 19万100円**

**その他 / 初年度の有給10日（6か月後から）夏季休暇3日、時間外勤務手当あり。社会保険、雇用保険適用、退職金なし**

**応募資格 / 山辺地区在住、令和8年4月1日現在で65歳以下の方、パソコン操作可能な方（Word, Excel）**

**募集職種 / 事務長職** 1名

※身分は「山辺北部公民館運営協議会」の職員（団体職員）となります。

**業務内容 / 貸館・施設管理、企画・運営、町事業への支援、公民館会計・職員の労務管理、運営に関する業務、安達峰一郎博士生家および展示室の管理・見学者の対応など**

**勤務時間 / 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時（休憩時間を除く7.5時間）**

※休日は土・日・祝、年末年始

**賃金 / 月額 19万100円**

**その他 / 初年度の有給10日（6か月後から）夏季休暇3日、時間外勤務手当あり。社会保険、雇用保険適用、退職金なし**

**応募資格 / 山辺地区在住、令和8年4月1日現在で65歳以下の方、パソコン操作可能な方（Word, Excel）**

**募集職種 / 事務長職** 1名

※身分は「山辺北部公民館運営協議会」の職員（団体職員）となります。

**業務内容 / 貸館・施設管理、企画・運営、町事業への支援、公民館会計・職員の労務管理、運営に関する業務、安達峰一郎博士生家および展示室の管理・見学者の対応など**

**勤務時間 / 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時（休憩時間を除く7.5時間）**

※休日は土・日・祝、年末年始

**賃金 / 月額 19万100円**

**その他 / 初年度の有給10日（6か月後から）夏季休暇3日、時間外勤務手当あり。社会保険、雇用保険適用、退職金なし**

**応募資格 / 山辺地区在住、令和8年4月1日現在で65歳以下の方、パソコン操作可能な方（Word, Excel）**



**マイナンバーカード申請・受け取り・更新のための臨時窓口を開設します**

受付・問合せ 町民生活課 住民係 ☎ (667) 1109

マイナンバーカードの取得のため、役場の窓口を開設します。マイナンバーカードのお受け取りに必要な持ち物は、ご自宅に届いているお受け取りの案内を確認してください。更新の方は、ご自宅に届いている有効期限通知書が入った通知の案内を確認してください。

なお、カードを新たに作られる方は、以下の4点をお持ちください。

- ①二次元コード付き申請書（お持ちの方）
- ②個人番号通知カード（お持ちの方）
- ③住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ④本人確認書類

また、当日は混みあうことが予想されますので、あらかじめご承知おきください。

**◎開設日および受付時間**  
1月25日(日) 午前9時～午後1時（午後1時最終受付）

**◆カードを作られる方の“④本人確認書類”について**  
以下の「ア」または「イ」をお持ちください。

○「ア」1点で確認できるもの

- ・運転免許証
- ・写真付き住民基本台帳カードB
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に公布されたもの）など

○「イ」2点で確認できるもの

- ・健康保険の「資格確認書」
- ・介護保険証
- ・年金証書
- ・年金手帳
- ・医療証
- ・社員証
- ・学生証
- ・通帳（氏名と住所の記載があるもの）
- ・診察券（氏名と生年月日の記載があるもの）など



**山辺北部公民館運営協議会**

**採用方法 / 協議会で面接を行います、結果は後日郵送（面接日は日程調整後、連絡します）**

書類を山辺北部公民館へ提出（平日午前8時30分～午後5時）勤務開始は4月1日予定です。

**応募締切 / 1月30日(金) 午後5時**

※郵送可

**問い合わせ / 山辺北部公民館**  
☎ (667) 0551

**普通自動車免許要**

**応募方法 / 履歴書・職務経歴書**

**採用方法 / 協議会で面接を行います、結果は後日郵送（面接日は日程調整後、連絡します）**

書類を山辺北部公民館へ提出（平日午前8時30分～午後5時）勤務開始は4月1日予定です。

**応募締切 / 1月30日(金) 午後5時**

※郵送可

**問い合わせ / 防災対策課 防災係**  
☎ (667) 1119

**普通自動車免許要**

**応募方法 / 履歴書・職務経歴書**

**採用方法 / 協議会で面接を行います、結果は後日郵送（面接日は日程調整後、連絡します）**

書類を山辺北部公民館へ提出（平日午前8時30分～午後5時）勤務開始は4月1日予定です。

**応募締切 / 1月30日(金) 午後5時**

※郵送可

**問い合わせ / 防災対策課 防災係**  
☎ (667) 1119

第10期介護保険事業計画に向けた  
『ニーズ調査』の  
記入にご協力くだ  
さい

場所／役場保健福祉課 山辺町保健福祉センター、中支所、作谷沢支所  
受付時間／月曜日～金曜日（祝祭日除く）の午前8時30分～午後5時まで  
問合せ／保健福祉課 介護支援課

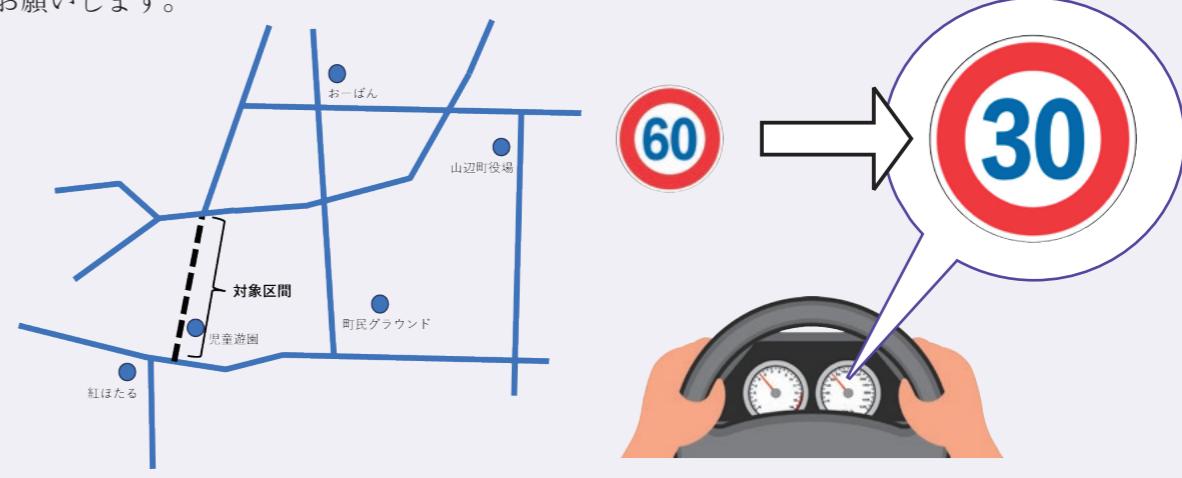
## 果樹共済および園芸施設共済加入の案内

豪雪・開花期の低温・6月以降の高温など、近年多発する異常気象に備えて、果樹共済への加入をお勧めしています。また、園芸施設共済は、小さな損害でも補償対象とする特約や、よりワイドな補償の選択が可能となりました。この機会に、ぜひご加入ください。

## 最高速度変更のお知らせ

問合せ 町民生活課 生活環境係 ☎ (667) 1109

根際地区五宮地内、町道上田小路根際線の一部区間の最高速度が時速60kmから時速30kmに変更となっております。ご利用の際は、現地の速度制限標識をご確認のうえ、安全運転をお願いします。



山辺町では、高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らしができるまちをめざして、「山辺町第10期介護保険事業計画」策定を予定しています。

そのため、令和7年10月末時点での65歳以上の方（要介護1）を介護5の認定を受けている方は除く）から無作為で、日頃の生活状況や介護予防、地域社会とのつながりなどについてアンケート調査を行うこととしました。

降ひょう・集中豪雨・台風・豪雪・開花期の低温・6月以降の高温など、近年多発する異常気象に備えて、果樹共済への加入をお勧めしています。

また、園芸施設共済は、小さな損害でも補償対象とする特約や、よりワイドな補償の選択が可能となりました。この機会に、ぜひご加入ください。

## 競争入札参加資格審査申請の追加受付について

# 結婚相談会を開催します

|         |  |
|---------|--|
| 申込み・問合せ | 午後1時30分～4時                                     |
| 場所      | 山辺南部公民館  |
| 対象者     | 結婚を希望する方（町内・町外大歓迎）                             |
| ※       | 男女問わず大歓迎です。家族の方も相談できます。                        |
| 内容      | 婚活の仕方、お見合い相手の紹介などについての個別相談                     |
| 相談担当    | 山辺町婚活支援員の会員員・やまがた縁結びたい会員※当日都合のつかない方は、個別に対応します。 |
| ※       | 山辺町婚活支援員の会員員（縁を取り持つ仲人さん）も募集中です。                |

行政相談所開設(累計予約制)  
町民の皆さまの利  
便性向上を目指し、  
事前予約制での開  
催しております

町の行政相談委員や山形行政評価事務所では、国や町の仕事についての苦情や要望を受け付け、皆さんと役所などとの間に立って、その解決を進めるよう相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。

**対象**／原則として町内在住の方

**相談日と会場**／1月22日(木)  
山辺町役場3階 委員会室(3)

**時間**／午前10時～正午 先着  
2名(要予約) 相談時間は  
1人60分

**予約申込み**／1月の相談日は  
1月5日(月)から相談日の前々  
日まで電話で予約を受け付け  
ます。受付時間は平日の午前  
9時から午後5時まで。

なお、時間の指定はできません。

**行政相談委員**／渡辺市也さん  
※相談当日は5分前まで相談  
会場へお越しください。

建設工事・測量・建設コンサルタント、および物品購入などの競争入札に参加を希望される方は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。

**登録有効期間／1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）**

①建設工事  
②測量・建設コンサルタント

本人および家族などの結婚に関する悩みごとの相談に応じます。相談は無料で、入会金や各手数料などは一切かかりませんが、事前に申し込みが必要です。



# お知らせ インフォメーション

度の豆談で、町の災害情報などをメールで入手できます。  
(登録時、メール受信時などに発生する通信料は、登録した方の負担となります。)

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| パソコン・スマートフォン | <a href="https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home">https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home</a> |  |
| 携帯電話         | <a href="https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home">https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home</a>           |  |

防災放送自動音声応答電話番号 **（629）0011**

毎月1日の午後7時にサイレンが鳴ります

木曜日と金曜／1月2日(木)  
山辺町役場3階 委員会室(3)  
**時間**／午前10時～正午 先着  
2名 (要予約) 相談時間は  
1人 60分

町の行政相談委員や山形行政評価事務所では、国や町の仕事についての苦情や要望を受付け、皆さんと役所などとの間に立って、その解決を進めよう相談に応じていまします。相談は無料で、秘密は厳守します。

予約後、キャンセルされる場合は事前に速やかに連絡ください。  
※次の相談窓口もご利用ください。

③ 物品・業務委託など  
受付期間／2月1日(日)申請分  
～2月28日(土)当日消印有効  
※原則郵送のみの受付です。

建設工事・測量・建設コンサルタント、および物品購入などの競争入札に参加を希望される方は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。

**登録有効期間／1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）**

①建設工事  
②測量・建設コンサルタント

本人および家族などの結婚に関する悩みごとの相談に応じます。相談は無料で、入会金や各手数料などは一切かかりませんが、事前に申し込みが必要です。





# やまのべ童謡音楽祭

ゲスト

シュガーシースターズ  
佐藤容子・佐藤寛子ピアノ  
大沼美紀入場  
無料2026年  
2/8開場  
演奏  
会場  
12:30～  
13:00～16:30頃  
山辺町中央公民館

◆主催 やまのべ童謡音楽祭実行委員会 ◆共催 山辺町／山辺町教育委員会

◆後援 山辺町PTA連合会／山辺町小中学校校長会／山辺町青少年育成町民会議／山辺町文化団体協議会／山辺町商工会／山辺ロータリークラブ／

国際ソロブチミスト山辺／やまのべ女性の会／ロマンティックコンサート実行委員会／やまのべ女声合唱団／やまのべ少年少女合唱団育成会

お問い合わせ先 やまのべ童謡音楽祭実行委員会事務局 TEL 023-664-6033(山辺町教育委員会 社会教育係内)

ポスターデザイン

加藤唯(山形デザイン専門学校)

●人のうごき(令和8年1月1日現在) ※( )内は前月からの増減

人口13,120人(-15)【男6,454人(-5) 女6,666人(-10)】 世帯数4,861(-9) 出生5人 死亡13人 転入18人 転出25人